

サイバーセキュリティ分科会の開催について

令和3年3月1日
 大阪・関西万博関係府省庁
 連絡会議議長決定日
 令和3年5月12日
 一部改正
 令和4年1月28日
 一部改正

- 1 2025年大阪・関西万博に係るサイバーセキュリティ対策の円滑な準備に資するため、大阪・関西万博関係府省庁連絡会議の下、サイバーセキュリティ分科会（以下「分科会」という。）を開催する。
- 2 分科会の構成は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

会 長	内閣サイバーセキュリティセンター副センター長
会長代理	内閣官房危機管理審議官 内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長
構 成 員	内閣官房国際博覧会推進本部事務局参事官 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付） 内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室） 内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター） 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官 警察庁警備局警備企画課長 警察庁情報通信局情報技術解析課長 金融庁総合政策局総合政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室長 デジタル庁統括官付参事官 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官 消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長 公安調査庁調査第二部第一課長 外務省大臣官房情報通信課長 財務省大臣官房文書課業務企画室長 厚生労働省大臣官房参事官（サイバーセキュリティ・情報システム管理担当） 経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課長 経済産業省商務・サービスグループ博覧会推進室長 国土交通省総合政策局情報政策課長 海上保安庁総務部情報通信課長 原子力規制庁長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当） 防衛省整備計画局情報通信課長
オブザーバー	大阪府・大阪市万博推進局総務企画部長 大阪府危機管理部災害対策課長 大阪市危機管理室防災システム担当課長 大阪府警察本部警備部警備総務課長 2025年日本国際博覧会協会運営事業局危機管理部危機管理課長
- 3 分科会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。